

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



船橋駅（船橋市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 県政の中長期的な基本方針策定／全国中央会「要望」を決議
- 特 集 p 4 平成16年度本会の事業計画案まとまる
- 組合Q&A p 6 剰余金処分案の作成について
- エッセイ p 8 コンサルタントの目
- 施 策 p 10 中小企業の新しいグループ金融
- ご 案 内 p 12 中央会の共済制度
- 事務局訪問 p 13 千葉印刷団地(協)
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 本会の新しい事務局体制等／「企業未来チャレンジ21」の番組表他

2004

5

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

平成十六年度

本会の事業計画案まとまる



本会は三月の理事会において、通常総会に上程するための平成十六年度の事業計画案を取りまとめた。その骨子は次のとおり。

基本方針

景気は、緩やかに回復していると言われておりますが、それは大企業の一部にみられる現象であつて、地域・中小企業経営の現場においては、景気回復の兆しは未だ実感されず、依然水面下の厳しい状況が続いています。

平成十五年の倒産件数・負債総額は、依然高水準で推移しており、しかも、不況要因によつて倒産に追い込まれた企業が全体の四分の三を占めて戦後最悪となるなど、経営環境は全く改善されておりません。また、業歴三十年以上の老舗倒産も二六社に上り、過去二番目の高水準に達しています。

政府は、二〇〇四年度までを集中調整期間と位置づけ、終了までの今後一年程度の間に「デフレ克服と民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、構造改革の加速・

拡大などの政策努力を行う」こととしています。

しかし、今後、真に有効なデフレ対策、景気対策が打ち出されない場合、一層先行き不透明感が強まり、デフレ懸念の払拭どころか、中期展望が描く「活力ある経済社会の実現に向けた民間主導の経済成長の強化」など、夢物語に終わることになりかねません。

こうした中で、中小企業の協同組織たる中小企業組合も、倒産・廃業による組合員の減少に歯止めがかからず、組合の存立基盤をゆるがしかねない事態が増加しています。

中小企業組合を基盤とする中央会は、今こそ総力をあげて組合組織をこ入れし、その活性化に取り組み、相応の結果を出して、存在感を高めなければなりません。

このため、特に本年度においては、中小企業の再生に向けて、中央会がこれまで蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織の支援策を活用しながら、以下の

- (1) 組合を基盤とする中小企業の一IT化推進支援
- (2) 中央会電子認証システムの普及促進
- (3) 組合運営等における一IT化の推進
- (4) 中央会情報発信機能の強化と一IT活用による支援機能の強化

活動に重点を置き、指導・支援活動を強力に展開するものとする。

■中小企業組合組織の強化と多様な事業活動の展開

(1) 新規組合の設立推進

① 新規成長分野における事業協同組合の設立

② 既存業種における新たな組織化ニーズの発掘と組合の設立

③ 企業組合による創業の促進

④ 商工中金の「中央会推薦貸付制度」の積極的活用

(2) 既存組合の活性化への支援

① 組合体制の強化と活発な共同事業の提案

② 組合及び組合員企業の経営革新の推進

③ 組合青年部及び女性部の設立促進・育成による組織の活性化

④ 組合の再編による新たな活動の展開

(3) 商工組合の組織強化への支援

④ 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援

- (1) 組合を基盤とする中小企業の一IT化推進支援
- (2) 中央会電子認証システムの普及促進
- (3) 組合運営等における一IT化の推進
- (4) 中央会情報発信機能の強化と一IT活用による支援機能の強化

活動に重点を置き、指導・支援活動を強力に展開するものとする。

■労働関係事業の強力な推進、教育問題への積極的な関与

(1) 労働関係事業の強力な推進

① 教育問題への積極的な関与

② 税制の抜本改革に対応した運動の展開

③ 中小企業金融セーフティネット対策等の充実・強化のための運動の展開

④ 大幅コスト負担増を強いる社会保障制度改革等に対応した運動の展開

(2) 中小企業金融セーフティネット対策等の充実・強化のための運動の展開

① 税制の抜本改革に対応した運動の展開

② 大幅コスト負担増を強いる社会保障制度改革等に対応した運動の展開

(3) 大幅コスト負担増を強いる社会保障制度改革等に対応した運動の展開

③ 中央会事務局指導体制の強化

④ 組合の再編による新たな活動の展開

(4) 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援

④ 中小企業連携組織の強化

■IT化推進のための積極的支援

④ 中小企業連携組織の強化

このため、平成十六年度は、

事務局トップのリーダーシップ

のもと「団結」をモットーに、職員・幹部ともども一層の意識改革と資質の向上を図り、職員室・支所組織の横の連携も図りつつ、以下の課題に積極的に取り組むものとする。

(1) 中央会の指導・支援機能の充実強化（十五ヶ参考）

中央会の限りある人材・資金・情報を最大限に活用し、中央会事会の存在感を高め、中央会事業の実効性を確保するために、常に業務の効率的な運営を中心掛けるとともに、一人ひとりが中央会を担っているとの深い自覚に立ち、中央会業務を遂行することが重要である。また、中央会の発信する情報は、組合員企業にも流れるよう会員組合等に徹底するとともに、会員組合等（顧客）からの様々な問い合わせ・相談に対しては、正確・迅速・ていねいに対応することが必要である。

また、事業の計画・実施に当たっては、全国中央会を始め関係機関と各中央会が有機的に連携し、中小企業連携支援データ

ベースやインターネット等の情

報手段を活用しつつ、中小企業連携組織や中小企業のニーズに

あつても、特殊法人等整理合理化計画及び事業の見直し等によ

り平成十六年度にあつては四

国中央会に集約統合された中小

企業活路開拓調査・実現化事業等及び平成十六年度に創設され

る新連携対策委託事業の連携組

織対象部分については、事業の申請から事業運営・報告書の作

成まで、従来以上の支援をする

とともに、厚生労働省等からの委託事業の受託要請に応えるた

め、事業の実施体制の整備や指導員の能力開発など、労働関係の指導・支援機能についても一層強化するものとする。

(2) 自主財源等の確保

平成十五年六月二十七日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」により、三ヵ年で都道府県向け補助金の廃止という方向が示された。

この基本方針に基づき、平成十六年度の都道府県中央会補助金が三三・一割削減されることとなり、今後も削減の方向にあ

る。

また、全国中央会補助金にあつても、特殊法人等整理合理化計画及び事業の見直し等によ

り平成十六年度にあつては四七・八割削減されることとなつた。

このように、中央会補助金は大幅に削減され、中央会は存亡の危機に瀕していると言つても過言でない状況となつてゐる。

中央会が、今後も中小企業振興の重要な柱の一つである中小企業連携組織推進対策を推進していく専門機関として存続し続け、連携組織等への支援を強力に推進していくためには、中小企業連携組織対策補助金の確保はもとより、長年の懸案である自主財源の確保が是非とも必要である。

新潟コンベンションセンター
新潟市万代島六の一

■費用（一人あたり）

九万八千円

一泊二日（大会まで）
五万五千円

二泊三日（全行程）

六千円

大会参加のみ

■問合せ先

総務部河野

業務推進部錦織

通常総会の開催について

■日時

五月二十八日午後二時三十分

■場所

ホテルポートプラザちば

*理事会は当日の午後一時三十分

*総会後の懇親パーティーにも引き続きご出席下さい。

全国（新潟）大会の参加者募集

■日程

十一月十日（水）東京発→燕三条
↓寺泊→弥彦神社→岩室温泉（泊）

十一日（木）→全国大会→会津
鶴ヶ城→磐梯熱海温泉（泊）

十二日（金）→二本松菊人形→郡
山→東京着

■場所

新潟コンベンションセンター
新潟市万代島六の一

■費用（一人あたり）

九万八千円

一泊二日（大会まで）
五万五千円

二泊三日（全行程）

六千円

大会参加のみ

剰余金処分案の作成について

剰余金処分案の作成にあたっては、法令及び定款の規定により、法定準備金などの処分を必ず計上して下さい。

特に教育情報費用繰越金の処分

れますので、自分の組合の剩余金
処分案を改めて確認して下さい。

正しい剩余金処分がなされないと、国や県等の中小企業施策の支援や、せつかく表彰の候補になつた場合にも、法律・定款違反となり、受けられなくなる場合がありますのでご注意下さい。

組合のうち、事業協同組合に

あつては、毎事業年度の利益剰余金（前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下同じ）について、中小企業等協同組合法（以下「組合法」）及び定款により、次の処分が定められて いる。

◎法定利益準備金（組合法第五八

条) 定款に定める額(通常は出資総額の二分の一)に達するまで、毎事業年度の利益剰余金の一〇分

の一以上を積み立てる。

*毎事業年度の利益剰余金とは、当期の収益から費用等を控除した金額。ただし、前期繰越損失がある場合はこれをてん補

*法定利益準備金を積み立てる
ことは、現預金その他特定の財産
の形で別途に留保することではなく、
貸借対照表の資本の部に
利益準備金勘定を設けて表示す
ること。

○特別積立金（定款第五四条）毎

以上を積み立てる。

教育情報費用繰越金（組合法第十八条） 教育情報事業の費用に充

正ノ条 教育情勢事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余

立の二〇分の一以上を、翌事業年

度に繰り越す。この繰越金は次年度において戻し入れられるので期末の残高は無く、貸借対照表には

可上されない。

なお、出資配当や事業分量配当を実施する組合にあっては、これら三種類の処分額を控除した後で

■ 中小企業等協同組合法関連条文
（準備金及び繰越金）

共済協同組合にあつては、火災
共済事業の利用者)が組合の事
業を利用した分量に応じ、又は
年一割を超えない範囲内におい
て払込済出資額に応じてしなけ
ればならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じておいて、なお剰余があるときは、組

会員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

事業協同組合以外の組合は次表を参照下さい。

組合の種類	法定利益 準備金	特別 積立金	教育情報 費用繰越金
事業協同組合	○	○	○
事業協同小組合	○	○	○
火災共済協同組合	○	○	—
信用協同組合	○	○	—
企業組合	○	○	—
商工組合（出資）	○	○	—
商工組合（非出資）	—	—	—
協業組合	○	○	—
商店街振興組合	○	○	○

剩余金処分案の例

剩 余 金 処 分 案

自 平成15年4月1日
至 平成16年3月31日

I 当期末処分利益			(単位:円)
1 当期利益		2,500,000	
2 前期繰越損失		500,000	2,000,000
II 剰余金処分額			
1 利益準備金		200,000	
2 特別積立金		200,000	
3 教育情報費用繰越金		100,000	
4 出資配当金(年6%の割)		600,000	
5 利用分量配当金			
共同購買事業(手数料の1%の割)	300,000		1,400,000
III 次期繰越利益			<u>600,000</u>

剩余金処分案仕訳の例 (剩余金処分が総会で承認されてから仕訳する。)

(借方)

未処分利益 2,000,000

(借方)

利益準備金	200,000
特別積立金	200,000
教育情報費用繰越金	100,000
未払出資配当金	600,000
未払利用分量配当金	300,000
繰越利益	600,000

教育情報費用繰越金翌年度処理の例 (翌年度の年度末に仕訳をする。)

教育情報費用繰越金は、原則として次年度において戻入れられるので、期末に残高がなく貸借対照表には計上されません。

また、戻入れたとき、戻入額は「経理基準」においては、一般科目表の「収益勘定」における「賦課金等収入」に属することとしており、損益計算書では、「賦課金等収入」の内訳に「教育情報費用繰越金戻入」として表示されます。

税務の取扱いにおいては、教育情報費用繰越金は前期課税済の所得のなかから積立てられた積立金であるので、その戻入による利益は損金不算入となります。

(借方)

教育情報費用繰越金 100,000

(借方)

教育情報費用繰越金戻入 100,000

損 益 計 算 書

自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日

経常損益の部

費 用 の 部	収 益 の 部
1. 事業費及び一般管理費 <input type="radio"/> ○事業 <input type="radio"/> ○事業 <input type="radio"/> ○事業	1. 事業収益 <input type="radio"/> ○○事業収益 <input type="radio"/> ○○受取利息
2. 事業外費用 <input type="radio"/> ○支払利息	2. 賦課金等収入 賦課金収入 参加料収入 教育情報費用繰越金戻入 100,000 賦課金等収入計
	3. 事業外収入 <input type="radio"/> ○○○○

■詳細については本会の指導相談室または銚子若しくは松戸支所までご照会下さい。 指導相談室 Tel. 043-242-3277 / 銚子支所 Tel. 0479-24-1570 / 松戸支所 Tel. 047-368-3992

コンサルタントの

アメリカ流通業ＩＴ活用最前線

アメリカ流通業ＩＴ活用最前線

一昨年（二〇〇二年九月）米国ワシントン州シアトルの「海外ＩＴ研修セミナー」に参加する機会があり、米国流通業のＩＴ活用最前線の実態について現場のマネージャーから運営状況について話を聞き現場を観察してきました。

ご存知のようにシアトルはイチローがいる大リーグのシアトル・マリナーズで有名ですが、その他にもＩＴの本尊であるマイクロソフト、世界的な電子商取引サイトを運営するアマゾン・ドット・コム、スタートアップスコーヒー本社など有名企業が多数あります。ちなみに海沿いの市場通りに面したスタートアップスコーヒーの第一号店に入つてコーヒーを飲んできました。小さな商店が連なる店舗の一角にある約三十坪ばかりの内外ともになんの変哲もない質素なお店でした。



シアトル郊外の森の中に点在するマイクロソフト本社ビル群の一角

先日、通販会社の顧客名簿が外部に大量に持ち出され大変な社会問題になつたのは記憶に新しいところです。また、ＩＴ企業最先端のヤフーも内部社員の行為により多数のADSL加入者名簿が外部に持ち出され、恐喝未遂事件が新聞紙上をにぎわせました。

その後ヤフーではこの事件を教訓に、「最終的に名簿を管理する人間を従来の百三十五人から三人以下と大幅に絞り込み、セキュリ

ティー対策として指紋による個人認証システムを導入して対処する」との新聞報道が行われました。

本稿はこの機会にアメリカで体

験してきた指紋照合でレジ清算を済ませるスーパー・マーケットの事例と、ＩＴを活用し、ギフト用品登録システムを構築して贈られる方と、贈る方、双方の意思確認ができる合理的な贈答品システムを運営している流通業の事例をご紹介いたします。

指紋照合でレジ清算を済ます 「ペイ・バイ・タッチ・システム」

訪問先は「スリフトウエイ」南シアトル店で、シアトルでも充実したスーパーマーケットで、品揃え、品質などに優れた店舗作りとなっています。シアトル郊外の小高い丘の上にあり近隣型（ネイバーフッド）ショピングセンターのキーテナントとして営業しています。店舗面積は約九百坪、レジ

台数四台、指紋照合登録機四台、従業員百十五名、営業時間五～二十四時です。

当店が試験的に導入している「ペイ・バイ・タッチ・システム（指紋照合支払いシステム）」は、当店を利用するお客様の中で指紋照合システムを利用してもよいと申し出たお客様の指紋とクレジット情報等を指紋認証登録機を使って個人情報を事前に登録しておきます。指紋登録した顧客は店内で買い物をし、決済する際にレジの脇においてある指紋照合機に指を当てることで本人確認が行われ、事前に登録してある指定口座から決済代金が引き落とされるというシステムです。一般的な決済の手段としては、指紋照合以外の決済はカードによる決済が行われています。近隣に住む当店を利用する顧客のメリットとしては、カードを持たないでぶらりと外出したついでに買い物を思い出した場合な

ど、カードレスで指紋照合だけで必要な買い物が出来るので便利で、利用客に好評のことでした。

天井から吊り下げた店内のPOP広告で盛んにペイ・バイ・タッチ・システムの利用を勧めているのが目に付きました。

店側と顧客双方にとっての主なメリットとして、①レジでの決済時間が短縮された、②カードによる不正使用の防止が図れる等があげられています。事務所での入退出、カードのスキミングによる不正使用への対処、オフィスや家庭での玄関ドアの防犯対策等当該システムの完成度が上がれば今後はもっと広い範囲での普及も考えられるシステムと思われます。



レジ脇の指紋確認機で指紋認証を行う筆者

ギフト・レジストリー・システム

このシステムの運用は、シアトルの老舗デパートである「ボンマルシェ」は一八九〇年に設立され、店舗数四十七、現在はメイシーズ、ブルーミングデールなどのデパートで知られる米国大手の小売業グループであるフェデレーテッド・デパートメント・ストアーズの傘下に属しています。

ギフト・レジストリーはまだ日本では聞きなれない言葉だと思いません。このシステムは、お祝いをもらいたい本人が自分の欲しいものをコンピュータに事前に登録して置き、お祝いをしてくれる人に、欲しいものの一覧表を見てもらいます。このシステムは、お祝いを持せたものを用意しておくことがあります。(贈る側の懐具合を考慮に入れます)。

リストアップされた商品は、案内された複数の贈り主の中で決定の早い者の順に消されていきます。したがって同じ贈答品が重なることがない仕組みになっています。各種のお祝い事に利用できる間限定のURL(ホームページアドレス)が発行されます。

ボンマルシェの「ギフト・レジストリー・システム」はプライダルシステムで、登録ユーチャーには期間限定のURL(ホームページアドレス)が発行されます。ボンマルシェの「ギフト・レジストリー・システム」といえばいかにもアメリカらしい無駄のない合理的なシステムとい



ボンマルシェ 9月なのに早々とクリスマス商品が展示されている

商品を店内の一角にあるコンピュータに登録しておきます。その後、その人に贈り物をしようと登録されている商品を購入しプレゼントします。お祝いを贈る側もどのような物を贈つたら喜ばれるか、結婚祝いの贈答品に限らず悩んだ経験をしている人は多いと思います。その点このシステムは「本人が欲しいもの」と「お祝い品を贈る側」を最適にマッチングするので双方にとって効果の高いシステムとなっています。

このブライダル・レジストリー・システムは、ボンマルシェだけでなくフェデレーテッド・デパートメント・ストアズ傘下メイシーズなどの全米約四百店で二十四時間利用できるようになっています。

プレゼントに対する生活習慣の違いもありますが、ITユビキタス時代(携帯電話、パソコンをはじめITがどこにでも身近にある時代)と言われる今日、マークティングの一手法として日本の生活習慣に合わせた仕組みが出来れば日本でも利用範囲が拡大するものと思われます。

中小企業の 新しい グループ金融

コミニティ・クレジット

これまで、中小企業のグループ金融は、ご承知のように事業協同組合等の金融事業が中心的なものでした。しかし平成十三年に*日本政策投資銀行(以下DBJ)が実現した「コミニティ・クレジット」は、新しいグループ金融として注目されている。

以下その概要。

震災後の神戸で実現

当時の兵庫県経済は依然、震災後の低迷を脱することができない状態だった。デフレ不況が深刻の度を増す中で、地域企業の苦境はさらに深まり、とりわけ中小企業にとつては深刻な状態だった。

銀行の不良債権処理が日本経済の課題となる中で、資金調達に悩む中小企業は増える一方だ。特にこれといった担保のない、罹災企業の資金調達は至難の業だ。

とはいっても、厳しい現状を嘆くだけでは展望はみえてこない。震災後、被災企業が取り組んだテーマは「資金調達の共同化」である。

一口に言えば、個々では資金調達

の難しい中小企業が結束して、グループ全体の信用力で資金を借りる仕組み。それを神戸の中小企業が実現したのが日本初のコミニティ・クレジットだ。

コミニティ・クレジット

コミニティ・クレジットとは、DBJが提案する地域開発の新たな金融手法で、地域社会において互いに信頼関係にある企業等が、相互協力を目的に資金を拠出し合い連携することで構成員個々の信用より高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に還流させるもの。そのスキームには、プロジェクトファイナンス等の新しい金融技術を組み込んでい

地域の自立を支援

DBJとみなと銀行(本店・神戸市)は平成十三年十一月、コミニティ・クレジットによる初の協調融資を行なった。対象となるのは、日本トラストファンドを中心とした阪神・淡路大震災

とともに、地域の資金を地域に還流させる金融手法。

金融機関からみれば、相互に豊富な情報を有する地域企業間の信

用に依拠した仕組み金融の一種で、日本で旧来からある頼母子講や無尽講等の内部情報に基づいた

金融手法に、プロジェクトファイ

ナンス等で用いられる新しい金融技

術を組み込んだもの。

コミニティ・クレジットでは、以下の三点が重要。

- ①金融機関及び構成企業相互の信頼関係を強める徹底した情報開示、
- ②構成企業相互の審査・保証・監視等を通じて、コミニティ内部で信頼のない企業が排除され、モラルハザードを起さない仕組み、
- ③金融ストラクチャーを活用したリスクコントロールによる信用補完、

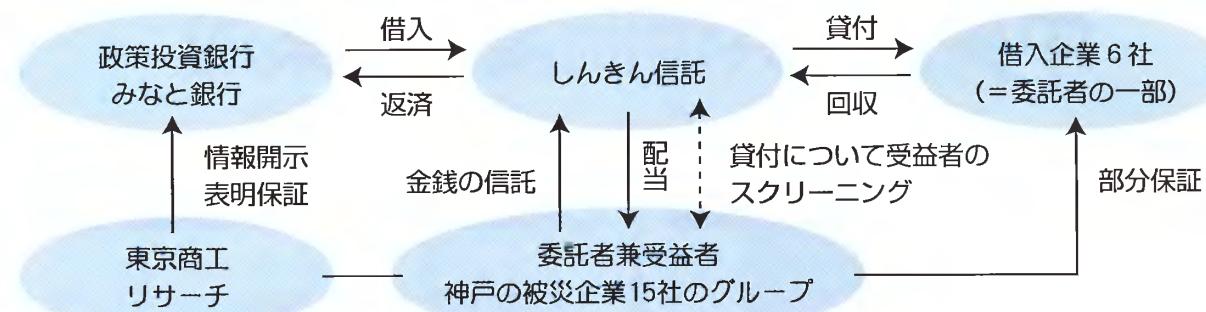
(1)コミニティ・クレジットの組成

まずは、相互に信頼関係を有する地域企業が、信託に金銭を信託する(特定金外信託)。

この時点では、参加企業の間で十分な情報開示が行われ信頼関係が形成されていること、つまりコミニティ・クレジットでいうコミ

コミュニティ・クレジットの仕組み

<神戸コミュニティ・クレジットの場合>



ユニティが形成されていることが前提となる。また、銀行と参加企業の基本協定において、参加企業が銀行に対し開示した情報が十分であり、かつ真正であることが全参加企業により表明保証される。

次に、信託は銀行からコミュニティ・クレジットに必要な資金を借り入れる。(信託された金額と

銀行融資の比率は取り組み時にあらかじめ決められている。)この融資は、信託財産に責任財産を限定したりミテッドリコースローンになる。(信託受益権に担保権を設定。)

(2) コミュニティ・クレジットによる貸付(転貸)

参加企業(信託の委託者)のうち、新規事業等を実施するために資金を必要とするものは信託に借り入れ申し込みをする。借り入れ申し込みした企業は、新規事業等の内容を他の参加企業にプレゼンテーションし、融資の同意を取り付けなければならない。また、信託からの借り入れについて、借り入れをしない他のメンバーからの部分保証を受ける必要がある。参加企業全員が貸付に同意し、借り入れを行わない参加企業(複

数)が貸付の保証(部分保証)をするという条件が満たされれば信託は貸付を実行する。

(3) コミュニティ・クレジットの終了

信託は借り入れ企業から期限に貸付金を回収する。信託が貸付金をすべて回収し銀行ローンを完済、コミニティ・クレジットの予定期間を満了し、信託財産が委託者に交付された時点でコミニティ・クレジットは終了する。

(4) 立場の入れ替わり

コミニティ・クレジットでは、信託から個々の貸付はリボリング型の融資を想定している。保証企業となつた参加者は、保証期間中は借り入れ企業になることはできないが、保証終了後は借り入れ企業となる資格がある。したがって、事業資金が必要ないときは保証企業になり、資金が必要になつたときに借り入れ企業となるといったようにその時々で立場が入れ替わることが考えられる。

■組合金融事業との比較

相互扶助の精神で組織された組

合における金融事業は、組合や組合役員の信用を担保にして、組合

組合員に貸し付けるもの、一方自立の精神によるコミニティ・クレジットは、地域社会の信用等を担保に、信託銀行が信託財産と銀行借入によりコミニティの一部構成員に融資するもの。

*

日本政策投資銀行

=Development Bank of Japan

日本政策投資銀行法に基づき、平成十一年十月一日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を継承して設立された政府系金融機関。

民間金融機関と協調して、長期資金を企業に融資したり、大きな開発プロジェクトに資金を供給する役割を担っている。最近ではダイエー、西武百貨店、三菱自動車などの企業再建にも積極的に取り組んでいる。

■問い合わせ先

みなと銀行

日本政策投資銀行

TEL 03-3270-1652

中央会の共済制度のご案内

■三井住友海上火災保険(株)との提携保険

I 団体自動車保険

【会員のメリット】

*会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員のマイカーも、約5%の割安で有利な団体扱いで加入できます。

【特長】

- ①保険料はニーズに合わせた設定ができる。
- ②保険料は指定の口座から引き落とし。
- ③会員事業所だけでなく従業員も加入可能。

II 団体障害保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「普通傷害保険」に約40%割引の有利な団体契約で加入できる。
*政府労災保険の認定を待たず保険金を支払います。

III 労災保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「労働災害総合保険」に59.5%割引の有利な団体契約で加入できる。

IV 休業補償制度

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が病気やケガで仕事に全く従事できなくなった場合「所得補償保険」に36%割引の有利な団体契約で加入できる。

■三井生命保険(株)との提携保険

*中央会では企業の事業承継とそれに伴うリスクマネジメントを応援する共済から、経営者や従業員のための次のような各種共済制度をご提案しております。

*保険の種類を選択する場合は「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。三井生命の職員が持っております。

- I 経営者・従業員のための総合保障プラン
- II オーナーズプラン
- III 特定退職金共済
- IV 個人年金共済

【加入できる者】

- ①法人の役員（Ⅲを除く）
- ②事業主（Ⅲを除く）
- ③従業員

【税法上の特典】

- ①法人負担保険料は全額損金（必要経費）算入（Ⅳを除く）
- ②Ⅳは個人年金保険料控除、脱退一時金は一時所得として特別控除適用

■詳細については本会業務推進部

TEL 043-242-3277

あるいは次の提携先までご照会下さい。

【提携引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

千葉支店 TEL 043-225-2713

三井生命保険株式会社

千葉支社 TEL 043-225-2812

千葉印刷団地協同組合

代表理事 齋藤 重信

の隆盛を誇っている。

【課題】

それにもしても、昨今の価格破壊は目を覆うばかり。特に官公需の入札はコスト割れ価格が横行し、対応に苦慮しているとのこと。

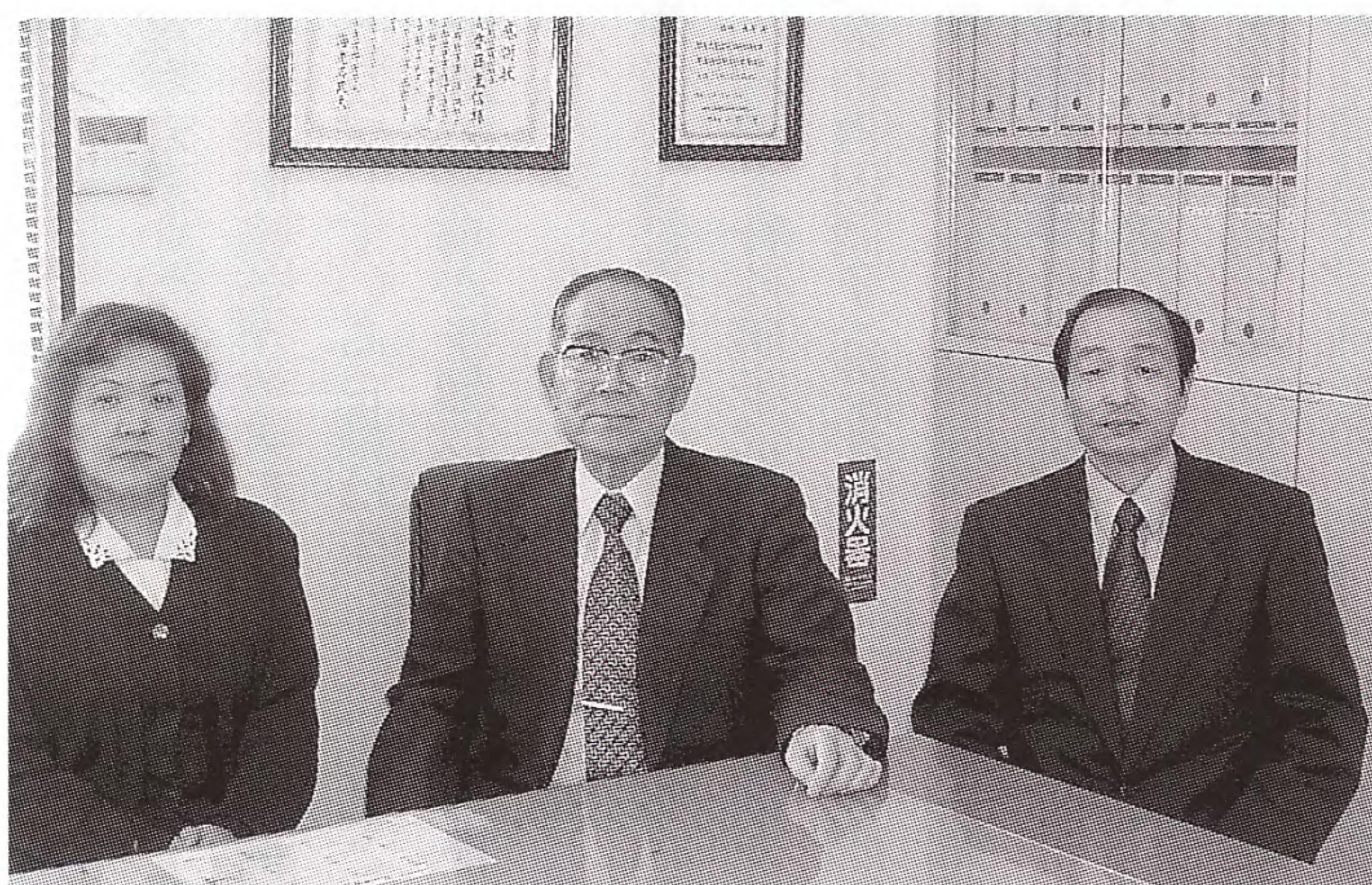
これからは以前にも増して組合員の連携を密にし、それぞれの専門分野を活かした付加価値の高い製品を目指し、あらゆる需要に対応できる体制にしていきたいとのことです。

【組合概要】

千葉印刷団地協同組合（組合員九）は工業組合千葉支部のなかで、中小企業がお互いの経営資源の集積を図り、質の高い印刷物を作る

ために集団化しようという構想の推進母体として、昭和四十八年に設立された。その後中小企業近代化資金助成法の認定や高度化資金の融資を受けて五十四年に団地が完成、十二名の組合員で操業を開始した。今年は団地操業二十五周年になる。

この間幾多の試練、例えば組合員の倒産により他の組合員が連帯保証をかぶつたりしたが、そのつど組合員の強い連帯意識によつて克服。共同製版事業を中心に今日



左より杉田さん、齋藤理事長、篠崎事務局長



千葉印刷団地(協)、手前が(株)弘報社印刷

製版センターを中心として、あらゆる需要に対応します
～より完成度の高いシステム～

所在地	千葉市緑区市場町474-251
設立	昭和48年9月
代表理事	齋藤重信
組合員数	9名（出資金2,222万円）
主な事業	共同製版事業、教育情報事業、共同購買事業、組合金融事業等
URL	http://www.cpp.or.jp/

齋藤氏は大学卒業後サラリーマン生活をへて、三十歳で現在の弘報社印刷を設立。事業内容は商業印刷、出版、企画宣伝、屋外広告、マルチメディア関連等と多岐にわたる。従業員八十五名の内、印刷営業士、DTPエキスパート等の有資格者を多数擁している。

また、マーケティング情報を収集した「発想図書館」を設置、ISO9001も取得した。

齋藤氏のモットーは「速行」これは気が付いたらすぐ行動することだそうで、毎朝午前四時に起床、七時には工場に顔を出しており、一日を積極的に始めて時間を有効活用することをいつも心がけているとのこと。

ご家族は奥様とお二人、ご子息はいま他の印刷会社で修行中。趣味はゴルフ、今はちょっと控えているが、年間五十回はコースに出ているそうだ。

昭和六年佐原市出身。

【齋藤代表理事の横顔】

千葉印刷団地協同組合の代表理事齋藤重信氏は、千葉県中小企業振興協同組合の代表理事、本会では、理事、情報連絡員・景況調査員を務めている。

齋藤氏は大学卒業後サラリーマン

